



役 員 調 査 書

区 分	氏 名	生年月日 (年齢)	住 所	職 業 (具体的に記載)	議員であ ることの 有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その他特 殊な関係にある者の 状況	親族等特 殊関係人	整備運営 業務従事	社会福祉 学識経験 者	地域の福 祉関係者	地域の 代 表	財務諸表 監査可能	贈与(寄付)額(千 円)		
														当 初	償還財源	
① 理事長	鈴木 靖志	\$42. 8. 17 (51歳)	札幌市北区新琴似11条15 丁目 1番66号	社会福祉法人勇志会 理事長 エンジェル保育園 施設長	無	社会福祉法人勇志会 理事8年					○	○		16,510	163	
② 理事	堀川 拓	\$58. 1. 14 (35歳)	札幌市中央区宮の森2条9 丁目4-40	社会福祉法人勇志会 理事 デイサービスセカンド ハウス施設管理者	無	社会福祉法人勇志会 理事6年 介護福祉士					○					
③ 理事	河村 陽子	\$46. 8. 31 (47歳)	札幌市中央区南3条西9丁 目 998番地3アパタワーズ 札幌大通公園1715号	ビューティスタジイフ 代表 化粧品販売	無	社会福祉法人勇志会 理事8年					○					
④ 理事	佐藤 伸泰	\$28. 7. 16 (65歳)	札幌市南区藻岩下5丁目 3番10号	札幌あおい税理士法人 代表税理士	無	社会福祉法人光華園 評議員10年		○	○	○			○			
⑤ 理事	荒井 結花	\$38. 5. 30 (55歳)	札幌市中央区南4条西27丁 目 1番28-303号	札幌あおい税理士法人 法人会計部門 会計事務	無	社会福祉法人会計従事 12年		○			○					
⑥ 理事	山下 八重子	\$32. 1. 24 (61歳)	札幌市北区北35条西6丁目 1番1-412号	医療法人研仁会 北海道脳神経外科記念 病院看護師	無	社会福祉法人勇志会 理事7年 看護師						○				
⑦ 理事	江谷 清和	\$26. 9. 10 (67歳)	札幌市西区宮の沢1条2丁 目 3番32-201号	行政書士江谷清和事務 所自営	無	社会福祉法人 理事6年・監事4年 行政書士			○	○	○	○				
⑧ 理事	成田 香代子	\$37. 2. 4 (56歳)	札幌市中央区北2条東7丁 目82ラポール永山公園404 号	社会福祉法人勇志会 エンジェル保育園 副園長	無	社会福祉法人勇志会				○						
① 監 事	武田 弘子	\$24. 6. 22 (69歳)	札幌市白石区東札幌3条3 丁目 5番11-702号	社会保険労務士・行政 書士事務所自営	無	社会福祉法人勇志会 監事7年				○			○			
② 監 事	宇坪 正敏	\$49. 8. 12 (44歳)	東京都江東区豊洲4丁目 9番13-1253号	宇坪経営コンサルタン ト事務所	無	公益法人経営コンサル タント				○						
			役員10人(理事8人・監査2人)				社会福祉事業 9 人の知識関係者									
合 計								2人	2人	5人	5人	3人	2人	16,510 千円	163 千円	

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの任期

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人勇志会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年12月11日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は平成29年12月11日(評議員会の議決日)から改訂施行し、平成29年4月1日から適用する。